

第 1 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 1 2 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和6年度 第1回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月12日（金） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （12名）

1 番	2 番
3 番	4 番
5 番	6 番
7 番	8 番
9 番	11 番
12 番	13 番

4 欠席委員 （1名）

10 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第4号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第5号 令和6年度最適化事業の目標設定等について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 9 番

11 番

8 会議の概要

事務局長	修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 出席委員数を報告申し上げます。 委員13名中、出席12名であります。欠席委員は、10番の委員であります。したがって、定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。
------	---

会 長 事 務 局 長	<p>ただいまより鹿角市農業委員会第1回総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たり、会長よりご挨拶があります。</p> <p>【挨拶】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからの進行につきましては、会長よりお願いいたします。</p>
議 長 事 務 局 長 議 長	<p>それでは、最初に事務局より会務報告をいたします。</p> <p>【会務報告の資料を基に説明】</p> <p>会務報告ですので、ご了承方よろしくお願いをいたします。</p>
議 長 委 員 一 同 議 長	<p>次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、私から指名させていただきます。</p> <p>9番の委員、そして、11番の委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。</p> <p>どうかよろしくお願いをいたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>それでは、最初に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の2ページをお願いします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりだったので、これを報告します。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>第18条第6項</p> <p>【受付番号1番から12番を議案書を基に説明】</p>
議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	<p>説明は以上です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたがけれども、何かご質問等ありましたらご発言願います。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように承認します。</p>
議 長 事 務 局	<p>次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の7ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p>

		<p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>8 ページをご覧ください。</p> <p>第3条</p> <p>【受付番号1番から5番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>
議 委	長 員	<p>ただいま説明が終わりましたが、ここで現地確認に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。2番の委員はどうですか。</p> <p>受付番号3番の田んぼの3条有償移転ですが、そこ自体は全くきれいな田んぼで、昨年までもどなたかが耕作していたようでした。この地域では一等地の部類に入る圃場でした。</p> <p>ただ、〇〇〇〇〇さんが道路を隔てて田んぼの真ん前が自宅ということで、ここを求めて作るのは、〇〇〇さんからしてみると目の前の田んぼということで、耕作しやすいのかなという印象を持ちました。問題ないということでした。</p> <p>以上です。</p>
議 委	長 員	<p>次に、6番の委員はどうですか。</p> <p>1番、2番、4番を現地確認しましたが、特に異常なく、支障なしと思われます。</p>
議 委	長 員	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>それから、9番の委員。</p>
委 議 委 議 委	員 長 員 長 員	<p>事務局の言うとおりで支障ないようで、問題ないと思います。</p> <p>それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p> <p>ちょっとすみません。</p> <p>どうぞ。</p> <p>3番の件ですけれども、対価が〇〇万円ということで、これ農地とほかに入っているものは何になるのかというのは教えられるものですか。</p>
事 務 局 委 事 務 局 議 事 務 局	局 員 局 長 局	<p>田と転用用地を合わせて〇〇万円と聞いております。</p> <p>割って、その面積にされなかったの。</p> <p>それについては案分できず、総額〇〇万円です。</p> <p>補足願います。</p> <p>〇〇〇〇さんは〇〇〇〇に転居しており、農地を全て処分したいと聞いております。</p>
議 委 員 一 同 議 委 員 一 同 議	長 長 長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかには何かお聞きになりたい点ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
議	長	次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を

事 務 局	<p>求めます。</p> <p>議案の１０ページをお開きください。</p> <p>議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第５条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>１１ページをお開きください。</p> <p>第５条第１項</p> <p>【受付番号１番から３番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、こちらでも現地調査をいたしました委員より補足があればご発言いただきたいと思います。</p>
委 員	<p>事務局の説明のとおり、すべからず支障なく大丈夫だと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。</p>
委 員	<p>この賃貸料というのは１年という意味ですか。それとも、期間の中で。</p>
事 務 局	<p>年間です。</p>
議 長	<p>ほかには何かお聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。</p>
委 員 一 同	<p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
委 員 一 同	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>そのように決定します。</p>
議 長	<p>それでは、次に、議案第３号 農地転用事業計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案の１２ページをお開きください。</p> <p>議案第３号 農地転用事業計画変更承認申請について。</p> <p>通達に基づき、承認申請が別紙のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、別紙のとおりとなっております。</p> <p>１３ページをお開きください。</p> <p>第５条第１項</p> <p>【受付番号１番から２番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま説明が終わりましたけれども、こちらでも現地確認に行った委員より補足があれば、説明をいただきたいと思います。</p>
委 員	<p>１番、２番とも申請どおり支障なしと思っています。無事、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>どうも、ご苦労さまでした。</p>

委員一同	それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。
議長	(「なし」の声)
委員一同	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声)
	そのように決定します。
議長	次に、議案第４号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事務局	１４ページをご覧ください。
	議案第４号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。
	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。
	１５ページをお開きください。
	利用権設定
	【受付番号１番から５６番を議案書を基に説明】
	以上です。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、何かご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。何かございませんか。
委員一同	(「なし」の声)
議長	事務局、３９番だけ３年契約ですけれども、間違いないですか。３９番。
事務局	３年間で間違いありません。
議長	なるほど。
議長	ほかには何かございませんか。よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長	それでは、次に議案第５号 令和６年度最適化事業の目標設定等について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第５号 最適化事業の目標設定等について。
	[資料を基に説明]
議長	ただいま説明が終わりましたけれども、何かお聞きになりたい点ありましたらご発言願います。
委員	集積の件ですけれども、〇〇に行くためのバイパスを通れば、基盤整備とかで結構進んでいるように見えますけれども、あれでどのぐらいの集積率にとなっているもの

事 務 局	<p>ですか。</p> <p>ほかの市町村の集積率はちょっと事務局のほうで聞いてみたいと思いますので、後ほど報告させていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>ほかには何か、お聞きになりたい点ございますか。</p>
委 員 一 同	<p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。</p>
委 員 一 同	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>そのように決定します。</p> <p>以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。</p>